

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年3月15日(月)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第2号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 7件)
- 議案第3号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 4件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時56分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員

会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、3番加藤武委員、9番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年6月3日に相続し、前回調査は、平成30年2月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年6月3日に相続し、前回調査は、平成30年2月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成23年6月1日に相続し、前回調査は、平成30年2月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年4月25日に相続し、前回調査は、平成29年12月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。
それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、お茶が、③と④の農地はお茶、ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から④の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①から③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の②農地は、菜の花、ノラボウ等が、③の農地は菜の花、ノラボウ、ネギ等が栽培されておりました。④と⑤の農地は植木が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

1番、2番、3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

なお、4番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、7件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者でございます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号3番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する

者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号4番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号5番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号6番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号7番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

なお、申請番号7番の審議につきましては、加藤委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第

6 番
(奥住 雄一君)

3 1 条の規定に基づき、加藤委員におかれましては、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは奥住部会長、よろしくをお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第 2 号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、7 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①の②農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 3 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 4 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 5 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 6 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 7 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、承認して

議長
(石川 裕一君)

よろしいかと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、私が現地を確認しておりますが、1番の申請については、作付計画がサツマイモ等となっており、問題はないと思えます。2番から7番の申請については、作付計画がキャベツとなっており、問題はないと思えます。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が1件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、計画書につきましては、農地中間管理権の設定と利用権の設定の一括方式となっております。

農地中間管理権及び利用権の設定の期間につきましては、いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、事務局。

事務局
(川島 一利君)

1番の申請地につきまして、事務局で現地を確認しており、問題はありません。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思えます。御異議等ございませんか。

委員	異議なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、一般住宅でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、波多野委員。</p>
1 番 (波多野雅之君)	1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。
議長 (石川 裕一君)	他に御意見等ございませんか。
委員	なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番、4番が一般住宅、申請番号3番が駐車場でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

6番
(奥住 雄一君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5番
(比留間 望君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

なお、3番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。

はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。

議長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして第3回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時18分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年3月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩